

平成16年7月30日からの台風10号及びその後の豪雨による災害救助法適用地域の世帯の学生に対する緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）の申込み受け付けについて

このことについて、下記のとおり緊急採用及び応急採用の申込みを受け付けます。

記

- 1.対象者：下記の地域で罹災し、被害を被った世帯の学生。または、下記の地域に勤務し、勤務先が罹災した世帯の学生で、同等の被害を被ったもの。
なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域についても、災害救助法適用地域に準じて取り扱うこととします。

<災害救助法適用地域>

平成16年7月30日からの台風10号及びその後の豪雨による災害
徳島県：那賀郡上那賀町、那賀郡木沢村

2.奨学金貸与始期

- 緊急採用（第一種奨学金）：平成16年7月以降で申込者が希望する月から。
- 応急採用（第二種奨学金）：平成16年4月以降で申込者が希望する月から。

3.奨学金貸与終期

- 緊急採用（第一種奨学金）：平成17年3月まで。ただし、この被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合は、平成16年度末までに「緊急採用奨学金継続願」を提出すれば翌年度末（平成18年3月）まで貸与を継続することができます。
- 応急採用（第二種奨学金）：標準修業年限の終了月まで。

注) 1 申込みは①大学へ必要書類を提出した後、②インターネットを通じて直接日本学生支援機構に申込みをすることになっています。

注) 2 申込書は学生部厚生課奨学第二係にあります。なお、提出書類として「被災（罹災）証明書の写し」が必要です。詳細は係までお問い合わせください。

学 生 部 厚 生 課
平成16年 8月 10日